

掲示期間 2.28-3.9

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 2月28日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 2 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14条第2項」を「第13条及び第14条第2項」に改める。

第7条の2の次に次の2条を加える。

(児童福祉施設における安全計画の策定等)

第7条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(児童福祉施設における自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画

に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第81条に次の1項を加える。

10 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第87条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第87条に次の1項を加える。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第2条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次

に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させができる。

第41条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にザーベーなどの車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障がい児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第56条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第59条中「、第47条」を削る。

第63条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第81条の9及び第89条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3」を加える。

(新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障がい児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における

る安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障がい児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

（新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第15条第1項中「第10条本文」を「第10条」に改める。

(新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るために、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保について保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第8条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第15条の2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他
の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点
呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を
確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びに
これらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用
の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるも
のを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落と
しを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車か
らの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中第4
7条の改正規定及び第59条の改正規定、第4条中第44条の改正規定、第5条の規定、
第6条中第13条の改正規定並びに附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の
新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の設備運営基準
条例」という。）第7条の3（保育所に係るものを除く。）、第3条の規定による改正
後の新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以
下「改正後の指定通所支援基準条例」という。）第41条の2、第4条の規定による改
正後の新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第38条
の2及び第7条の規定による改正後の新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の
基準に関する条例第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」

とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 改正後の設備運営基準条例第7条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 改正後の指定通所支援基準条例第41条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障がい児の所在の確認を行わなければならない。

5 第6条の規定による改正後の新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情がある

ときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。

この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

6 第8条の規定による改正後の新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例第15条の2第2項の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

（新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

7 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「から第13条まで」を「、第12条」に改め、同項の表第13条の項を削る。